

入札公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

令和 7年 3月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 入札に付する事項

(1) 事業名

名古屋市国際展示場第 2展示館改築事業

(2) 事業場所

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2番地

(3) 事業概要

名古屋市国際展示場第 2展示館改築事業に係る統括管理業務、設計業務、建設業務、浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去業務、関連インフラの盛替え業務、現第 2展示館の解体・撤去等業務、工事監理業務を設計・施工一括発注方式により実施する。

(4) 事業期間

設計・工事請負契約締結日から令和12年 3月31日まで

(5) 予定価格

金20,909,090,909円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

(6) 入札方法

ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

イ 本入札は、事業提案書の提出を受け付け、入札価格と入札価格以外の

要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式一般競争入札により行う。

2 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の構成員

応募者は、参加表明書の提出時より前に共同企業体を結成し、各業務を担う構成員の企業名並びにそれらが携わる業務について明らかにするものとする。なお、結成する共同企業体は、入札説明書等によること。

(2) 応募者の構成等

ア 応募者の構成は、以下のとおりとする。

(ア) 本施設の設計業務、浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去業務のうち、設計に係る業務、関連インフラの盛替え業務のうち、設計に係る業務並びに現第 2 展示館の解体・撤去等業務のうち、設計に係る業務（以下「全体設計業務」という。）を行う企業

(イ) 本施設の建設業務、浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去業務のうち、建設に係る業務、関連インフラの盛替え業務のうち、建設に係る業務並びに現第 2 展示館の解体・撤去等業務のうち、解体・撤去工事に係る業務（以下「施工業務」という。）を行う企業

(ウ) 本施設の工事監理業務を行う企業（建築基準法（昭和25年法律第 201号）第 5条の 6の規定に基づき配置するものとする。）

イ 複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとする。ただし、施工業務と工事監理業務については、兼務することはできず、また、これらの各業務に当たる者の間に資本面又は人事面において関連がある場合、これらの者がそれぞれ施工業務と工事監理業務を担当することはできない。

ウ 応募者の構成員が、他の応募者の構成員として入札に参加することはできないものとする。また、応募者の構成員のいずれかと資本面又は人事面において関連のある者が、他の応募者の構成員でないこととする。

エ 応募者は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとし、代表企業が手続き及び統括管理業務を行うこ

ととする。

オ 上記イ及びウにおける「資本面又は人事面において関連がある」とは、次の(ア) から(ウ) のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する 2者の場合。

- a 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第 2条第 3号の 2に規定する子会社等をいう。bにおいて同じ。）と親会社等（同条第 4号の 2に規定する親会社等をいう。bにおいて同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する 2者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第 2条第 3項第 2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第 225号）第 2条第 4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第 154号）第 2条第 7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の代表社員及び業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第 2項又は会社更生法第67条第 1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（民法 667条における組合契約となる団体をいい、共同企業体等を含む。）とその組合構成員の関係にある場合。その他上記(ア) 又

は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(3) 応募者の参加資格要件等

応募者の構成員となる企業は、参加表明書及び資格審査に必要な書類の受付締切日において、以下の要件を満たすこと。

なお、競争入札参加資格の確認基準日以降、落札者決定までに競争入札参加資格を欠く事態に至った場合には、競争入札参加資格を有しないものとして失格とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の措置を受けていない者であること。

エ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

オ 会社法（平成17年法律第86号）第 511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による再生手続開始の申立て（同法附則第 2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年律第 172号）第30条の規定による更生手続の申立てを含む。）がなされていない者であること。

キ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

ク 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て

（同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること。

ケ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員との双方が同時に本公告に係る入札に参加しようとししない者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本公募に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。

コ 本公告の日から落札者決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がないものであること。

サ 以下に示す者でないこと。また、これらの者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面又は人事面において関連がある者」とは、 2(2) オと同じ者をいう。

(ア) 名古屋市国際展示場第 2展示館改築事業総合評価委員会議の委員、又は当該委員が属する企業

(イ) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

(ウ) 株式会社大建設計

(エ) 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

(4) 各業務に当たる者の参加資格要件

構成員のうち、全体設計業務、施工業務、工事監理業務の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

また、ア(ア)、イ(イ)又はウ(ウ)に掲げる競争入札参加資格を有していない者は、令和 7年 6月16日(月)までに当該競争入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けなければならない。

ア 全体設計業務を行う企業

全体設計業務を複数の者で実施する場合は、(ア)及び(イ)は全ての者が満たし、(ウ)は1者以上が満たすこと。なお、(ウ)を満たす者が1者の場合、(ウ)を満たす者を主として全体設計業務を実施すること。

(ア) 令和 7年度及び令和 8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「測量・設計」、申請業種・品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定され、「設計」を選択している者であること。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第 202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

(ウ) 平成20年 4月 1日以降、本公告日の前日までに、完成、引渡しが完了した 1室の面積 2,000㎡以上の居室を有する建築物（公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館、屋内プール、その他これらに類する施設として市が認めるもの）を元請として、新築又は改築（改修を除く。）の設計の実績を有する者であること。なお、共同企業体の場合は代表者として設計実績があること。（設計業務の履行実績については、設計図による施工が完了していない場合でも、設計の完了を証明できる書面等の提出により、実績として認める。）

(エ) 配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、配置予定の技術者のうち、管理技術者（設計）は建築士法第 2条第 2項に規定する一級建築士の資格を有し、全体設計業務に当たる企業と 3か月以上の恒常的な雇用関係がある者とする

こと。

イ 施工業務を行う企業

施工業務を複数の者で実施する場合は、(ア)及び(イ)は全ての者が満たし、(ウ)は1者以上が満たすこと。なお、(ウ)を満たす者が1者の場合、(ウ)を満たす者を主として施工業務を実施すること。

- (ア) 令和 7年度及び令和 8年度名古屋市競争入札参加資格「建築工事 A 等級」の認定を本公告に係る入札の開札日までに受けている者であること。（ただし、共同企業体で A ランクの企業を除く。）
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第 100号）に基づく特定建設業の許可を有していること。
- (ウ) 平成20年 4月 1日以降、本公告日の前日までに、完成、引渡しが完了した 1室の面積 2,000㎡以上の居室を有する建築物（公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館、屋内プール、その他これらに類する施設として市が認めるもの）を元請として、新築又は改築（改修を除く。）した実績を有する者であること。なお、共同企業体の場合は代表者として施工実績があること。
- (エ) 配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、配置予定の技術者のうち、監理技術者は施工業務に当たる企業と 3か月以上の恒常的な雇用関係がある者とする。

ウ 工事監理業務を行う企業

工事監理業務を複数の者で実施する場合は、(ア) 及び(イ) は全ての者が満たし、(ウ) は 1者以上が満たすこと。なお、(ウ) を満たす者が 1者の場合、(ウ) を満たす者を主として工事監理業務を実施すること。

- (ア) 令和 7年度及び令和 8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「測量・設計」、申請業種・品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定され、「工事監理」を選択している者であること。

- (イ) 上記(4) ア(イ) に同じ。

- (ウ) 上記(4) ア(ウ) に同じ。

- (エ) 配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、配置予定の技術者のうち、管理技術者（工事監理）は建築士法第 2条第 2項に規定する一級建築士の資格を有し、工事監理業務に当たる企業と 3か月以上の恒常的な雇用関係がある者とする。

(5) 参加資格要件を欠いた場合の措置、応募者の構成員の変更

応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における参加資格要件を欠いた場合の措置及び構成員の変更の可否は、次のとおりである。

ア 応募者の構成員が参加資格要件を欠いた場合の措置

(7) 代表企業

応募者は失格

(4) 代表企業を除く構成員

やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き、応募者は失格

イ 応募者の構成員の変更可否

(7) 代表企業

不可

(4) 代表企業を除く構成員

やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き、不可

3 入札手続等

(1) 本入札及び契約に係る担当部局

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市観光文化交流局観光交流部M I C E推進課

電話番号 052-972-3169

(2) 入札説明書等の公表・交付

名古屋市電子調達システム内の調達情報サービス (<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>) 及びホームページ (<https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/387-2-5-1-0-0-0-0-0-0.html>) において、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集及び設計・工事請負契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）を公表する。

なお、入札説明書等の交付は、調達情報サービス及びホームページでの公表をもって代える。

(3) 参加表明書及び資格審査書類の提出

ア 提出期間

令和 7年 4月18日（金）から同月30日（水）まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除く。）の午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出方法

参加表明書、資格審査書類などの提出は、持参又は郵送によるものとする。持参による場合は、提出する前に名古屋市観光文化交流局観光交流部M I C E推進課に電話で持参の連絡を行うこととする。郵送による場合は、書留郵便とし、名古屋市観光文化交流局観光交流部M I C E推進課に令和 7年 4月30日（水）午後 5時までに必着とする。

(4) 応募者の参加資格確認基準日

令和 7年 4月30日（水）

(5) 資格審査結果の通知

資格審査の結果を令和 7年 5月15日（木）に応募者に通知する。

(6) 入札書及び事業提案書の提出

ア 持参による場合の提出日、提出場所及び提出方法

(ア) 提出日

令和 7年 7月 1日（火）午前 9時から午前11時まで

(イ) 提出場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市観光文化交流局観光交流部M I C E推進課

(ウ) 提出方法

入札書を封筒に入れて封印し、封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、事業提案書とともに提出すること。

イ 郵送による場合の到達期限、提出場所及び提出方法

(ア) 到達期限

令和 7年 6月30日（月）午後 5時まで

(イ) 提出場所

(1) に同じ

(ウ) 提出方法

二重封筒を用い、入札書の中封筒に入れて封印し、中封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、事業提案書を同封し書留にて送付すること。

(7) 開札日時、開札場所及び立会い

ア 開札日

令和 7年 7月 1日（火）

イ 開札場所

(6) ア(イ) に同じ

ウ 立会い

開札は応募者の代表企業の立会いの下に行う。ただし、応募者の代表企業が立ち会わない場合や応募者が郵送により入札書を提出した場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行う。

なお、開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行う。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の優秀提案者選定の対象となる。この際、入札価格の公表は行わない。

(8) 総合評価の方法

性能点と価格点を合計した点数により総合評価を行う。

(9) 評価基準等

落札者決定基準に定める。

(10) 落札者の決定方法

名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第 2条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書等で指定する性能等の要求水準のうち必須とされた項目を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び円（日本国の法定通貨）

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

ア 有。ただし、入札保証金は名古屋市契約規則第 5 条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

イ 事業者は、設計・工事請負契約の締結に当たっては、本事業において、施設整備に係る全ての費用並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額の 100 分の 10 以上に相当する契約保証金を納付するものとする。
ただし、同額の履行保証保険契約等を締結した場合はこの限りでない。

(3) 予定価格の設定方法

総額で定める。

(4) 入札の取り止め

応募者が不穏な行動をなす場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、市は、当該応募者を入札に参加させない。

また、応募者の全部又は一部が連合し、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、後日、入札に係る不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置をとることがある。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、提出書類（参加表明書、資格審査書類など）に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約の締結

本事業の契約締結については、名古屋市会において議会の議決を経なければならない。そのため、まず仮契約を締結し、議会の議決が得られた後に本契約を締結する。

(8) その他の注意事項

落札者決定から設計・工事請負契約締結までの間における落札者の失格及び応募各社の変更可否は次のとおりである。

ア 落札者における応募各社が不正 2事由に該当した場合の措置

構成員 不正 2事由に該当した場合に限り、応募者は失格

イ アにおける不正 2事由とは、以下のとおりである。

(7) 市との契約に関して（本事業の契約以外のものを含む。）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

(4) 市との契約に関して（本事業の契約以外のものを含む。）贈賄・談合等著しく市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

ウ 落札者における応募各社の変更可否

(7) 代表企業

不可

(4) 代表企業を除く構成員

やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き、不可

(9) 調達手続の停止等

本公告に示した調達に関し、名古屋市入札監視等委員会への苦情申立てがあった場合に、苦情処理手続において、調達手続の停止等があり得る。

(10) 低入札価格調査

本公告に係る入札は、名古屋市低入札価格調査要領（17財監第69号）の対象とし、落札者となるべきものの入札価格が調査基準価格に満たない金額の場合は、同要領第5条の規定に基づき調査を行うものとする。この場合、同要領第6条第1項の規定により当該入札者が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者であっても落札者とならない場合がある。ただし、同要領第5条第2項の規定は適用しないものとする。

また、その調査では当該落札者となるべき者は事後の事情聴取に協力す

るものとする。

(11) その他

詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Subject matter of construction:

The design, construction, demolition and removal of the Nagoya International Exhibition Hall.

(2) Deadline for submission of application forms and relevant documents for qualification :

5:00 p.m., 30 April, 2025

(3) Deadline for the submission of tenders :

11:00 a.m., 1 July, 2025

(tenders submitted by mail are due by 5:00 p.m, 30 June, 2025)

(4) contact :

MICE Promotion Office, Tourism & Exchange Department, Bureau of Tourism, Culture & Exchange, City of Nagoya

1-1 , Sannomaru 3-chome , Naka-ku , Nagoya 460-8508 Japan

TEL : 052-972-3169